

## 令和2年4月1日開催教育委員会会議記録

### 1 開会・閉会等について

開催日	令和2年4月1日(水)
場 所	教育委員会室
開 会	正午
閉 会	午後0時34分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
委 員	淺 松 三 平
委 員	白 石 祐 一
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	青 木 剛
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	宮 本 知 幸
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	加 藤 康 弘
すみだ教育研究所長	石 原 恵 美
地域教育支援課長	石 岡 克 己
ひきふね図書館長	高 村 弘 晃

### 2 議題について

#### (1) 報告事項

- 第1 令和2年度墨田区立小中学校長等の人事異動について(資料1)
- 第2 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(資料2)
- 第3 墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について(資料3)
- 第4 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(資料4)
- 第5 新型コロナウイルス感染症対策のための施設休館期間延長等について(資料5)

### 3 会議の概要について

- **教育長** それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、坂根委員にお願いします。なお、本日の議事の進行ですが、まず、報告事項第1の報告の後、一旦休憩をして校長等をご紹介します。その後、再開し、残りの報告事項の審議を行うことといたします。

#### 報告事項第1・・・資料1-1～1-4

「令和2年度墨田区立小中学校長等の人事異動について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

- **教育長** ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。  
(質疑なし)
- **教育長** それでは、ここで休憩いたします。  
(休憩)
- **教育長** それでは、教育委員会を再開いたします。

#### 報告事項第2・・・資料2-1～2-3

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、庶務課長が資料のとおり説明する

- **教育長** ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。
- **阿部委員** 第32条の3の2項3号の規定についてですが、具体的に、どのように時間を算出するのでしょうか。
- **庶務課長** 起算月と起算月直前の連続する5か月、つまり起算月を含む連続する6か月を足し上げて、1月あたりの平均時間を算出します。その平均時間の上限が80時間ということですが、1月あたりは90何時間になったとしても、連続する6月の平均は80時間を超えてはいけない、ということです。
- **阿部委員** これは誰が計算し、チェックするのですか。
- **庶務課長** 毎月、時間外勤務時間は算出されますので、それを所属長がチェックします。もしオーバーしている場合には、「来月気をつけてください」など、指導します。
- **阿部委員** これは点検するソフトがあるのですか。都度計算するのは大変ですよね。
- **庶務課長** アプリケーションを利用しています。出勤時間と退勤時間をチェックし、また休憩時間なども踏まえて、計算されるようになっております。
- **教育長** この報告は、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)
- **教育長** それでは、報告のとおり承認することにします。

#### 報告事項第3・・・資料3-1～3-3

「墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、庶務課長が資料のとおり説明する

- **教育長** ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

- **教育長** この報告は、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- **教育長** それでは、報告のとおり承認することにします。

#### 報告事項第4・・・資料4-1～4-2

「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、庶務課長が資料のとおり説明する

- **教育長** ただいまの説明について、何かご質疑はございますか。
  - **坂根委員** 職員別給与簿の保存期間は、当分の間、3年間となっていますが、3年間が過ぎた後は5年間になるということですか。
  - **庶務課長** 当面の間とは、国の資料では5年後を予定していることから、施行後5年経過した後の2025年以降は5年間保存になる予定です。
  - **阿部委員** 賃金の請求権は、これまで2年で時効となっていましたね。
  - **庶務課長** 2年だったのが、今度は当面の間3年になり、その後、5年間になります。
  - **企画法規担当主査** 今回、賃金請求権も、賃金の台帳の保存期限、義務の期間、全部基本5年になります。ただ、当分の間は3年で統一します。その見直しを2025年に行い、3年としていたものを5年にするかどうかをもう一度検討する、という流れです。
  - **教育長** 「当分の間」の期間は、具体的に決まっていらないんですよね。
  - **企画法規担当主査** そうです。また改めて、検討しますということです。
  - **教育長** 2025年にもう一回、見直しをするから、そのとき改正するかもしれませんよ、ということですね。
  - **企画法規担当主査** そうです。
  - **阿部委員** 現時点では、3年間までしか賃金は保障されない、時効で確保されないということですね。
  - **企画法規担当主査** はい、そうです。
  - **教育長** この報告は、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。
- (「異議なし」の声あり)
- **教育長** それでは、報告のとおり承認することにします。

#### 報告事項第5・・・資料5-1

「新型コロナウイルス感染症対策のための施設休館期間延長等について」、庶務課長が資料のとおり説明する

- **教育長** 区立図書館のサービスについて、予約図書を受取・返却のみとしたのは、先週の土曜日からですか。

- **庶務課長** はい、3月28日からです。
- **教育長** 土曜日の自粛要請を機に、一部サービスを休止することとしました。
- **浅松委員** 資料5(1)の学校施設貸出しの休止期間が4月12日まで延長されますが、このことは米印の旧学校施設と違って、教育活動で使う体育館を含めてなので、その辺は学校の再開と教育活動との関連の中でリンクするものだと思います。  
つまり、教育活動が再開した場合、体育館を貸出したことによる感染のリスクがある。昼間は教育活動として使用し、夜は一般貸出しをすることになると、貸出しの新たなルールづくりをしなければいけないと思います。
- **庶務課長** 旧学校施設の旧隅田小学校と向島中学校についてはこれまでは貸出しをしていましたが、週末の自粛要請によって、3月30日から、学校施設と同じ様に休止させていただきました。区のスポーツ施設については、個人利用は休止をしており、団体利用については、自粛は要請しておりますが、まだ貸出しをしている状況です。ただ、学校施設については、教育活動とリンクしている部分もあるので、学校と同様の対応とさせていただいたところです。  
今後、再開については学校、施設利用団体等に対し、説明できるようにしていくとともに、また、国、東京都等の方針等を踏まえ、判断していきたいと考えているところです。
- **坂根委員** 区立図書館の一部サービス休止に伴い、コミュニティ会館図書館や女性センターの情報資料コーナーも同じ対応になるのですか。
- **庶務課長** 同じ対応となります。
- **教育長** この報告は、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)
- **教育長** それでは、報告のとおり承認することにします。  
以上で、本日の議事は全て終了しましたが、委員の方から何かございますでしょうか。  
よろしいですか。  
(質疑なし)
- **教育長** ほかになければ、これで教育委員会を閉会します。